

10. 商標の電子出願等の手続に関するQ & A

商標の電子（オンライン）出願等の受付を開始してからこの間、出願人等から様々な問い合わせが寄せられました。これらの問い合わせの中からいくつかの事項について「Q & A」形式にまとめました。

目次

- 10.1 願書（申請書）関連（標準文字、立体商標、商標のイメージ形式、提出物件の目録等）
- 10.2 手続の補足関連（補足することができる物件等）
- 10.3 中間書類関連（パリ優先権証明書の提出、中途での委任状提出等）
- 10.4 手数料関連（電子化手数料、予納台帳番号、現金納付、電子現金納付等）
- 10.5 地域団体商標登録出願関連（商標法第7条の2第1項、第2項に規定する証明書等）
- 10.6 その他（インターネット出願、共同利用パソコン、旧願との関係等）

10.1 願書（申請書）関連

Q1. オンラインで「標準文字商標」の出願をしたいのですが、文字入力はどうのようによいのですか？

A: 【商標登録を受けようとする商標】の欄の次の行にテキストデータで入力し、その次に必ず【標準文字】の欄を加えてください。

Q2. オンラインで「標準文字商標」の出願をしようとしたところ、「ハイフン」が入力できません。確認したいのですが？

A: ご指摘のとおり、ハイフンは入力できません。ハイフンに類似したものとして長音、ダッシュ（ダーシとも言います）及び負記号がありますが、標準文字として認められるのは「長音」、「ダッシュ」及び「負記号」です。「ハイフン」は標準文字ではありません。

長音（ー）	標準文字	（区点 00128 JISコード 213C シフト JISコード 815B）
ダッシュ（ ー ）	標準文字	（区点 00129 JISコード 213D シフト JISコード 815C）
負記号（ - ）	標準文字	（区点 00161 JISコード 215D シフト JISコード 817C）
ハイフン（ - ）	非標準文字	（区点 00130 JISコード 213E シフト JISコード 815D）

Q3. 標準文字でない通常の文字商標を入力するときは、どのようにすればよいのですか。

A: オンライン出願において【商標登録を受けようとする商標】をイメージで作成する場合は、まずイメージスキャナで当該商標を読み込み、ファイル名称を付けて保存します。次にHTML文書で願書を作成するときに【商標登録を受けようとする商標】の欄の次の行に、イメージ挿入タグにて保存したイメージを指定します。

イメージの作成にあたっては、枠線を設けることなく作成してください。

なお、枠線を設けて「商標登録を受けようとする商標」を作成するのは、書面による出願において直接願書に記載するときに限ります。

Q4 .オンラインにより手続をする場合で、商標登録を受けようとする商標等のイメージ入力に際しての注意事項を教えてください。

A : イメージデータを伴う書類の作成に当たっては、イメージ入力する対象物によりイメージの形式、イメージファイルの規定が異なりますので注意してください。
 詳細は「パソコン出願ソフト3」の「操作マニュアル」を参照してください。

なお、不明な点がありましたら、「特許庁出願支援課特許行政サービス室電子出願奨励班」
 (電話 03 - 3581 - 1101 内線 2508) にお問い合わせください。

1) イメージ入力の対象とイメージ形式

イメージ入力する対象	イメージ形式	カラー
色彩を付さない場合 (白黒のみ)	G I F (ジフ) B M P (ビットマップ)	モノクロ2値 1
色彩を付す場合(薄墨等による明度差を含む)又は立体商標等における写真の場合	J P E G (ジェイペグ) 2	フルカラー 3

- 1 BMPの場合、必ずカラーはモノクロ2値で保存してください。(モノクロ2値になっていないイメージが書類に含まれる場合、警告が表示されますが、自動的にモノクロ2値に変換されます。)
- 2 JPEGには、J F I F以外にも様々な形式があります。特にデジタルカメラでは、J F I Fでない形式のJ P E Gが採用されている場合が多くあります。その場合、イメージソフトでJ F I F形式のJ P E Gに変換してから使用してください。J F I F以外の形式はエラーになります。また、プログレッシブ形式は使用できません。
- 3 白黒写真のように濃淡のあるイメージは、「フルカラー(又は True Color)」のJ P E Gで作成してください。

2) 使用できるイメージファイルの規定

項目	イメージ形式	画素密度(解像度) イメージの最大サイズ(横×縦: X×Y)	備考
【商標登録を受けようとする商標】 【防護標章登録を受けようとする標章】	J P E G (フルカラー) G I F B M P	200 dpiのみ mm換算 : 150×150mm ドット換算 : 1181×1181ドット ----- 400 dpiのみ mm換算 : 150×150mm ドット換算 : 2362×2362ドット	奨励サイズ 80×80mm 又は 150×150mm
【意見の内容】 【上申の内容】 【弁明の内容】 【早期審査に関する事情説明書】	J P E G (フルカラー) G I F B M P	200 dpiのみ mm換算 : 154×246mm ドット換算 : 1200×1933ドット ----- 400 dpiのみ mm換算 : 154×246mm ドット換算 : 2400×3866ドット	
【提出物件の目録】の添付物件	J P E G (フルカラー) G I F B M P	200 dpiのみ mm換算 : 154×246mm ドット換算 : 1200×1933ドット	

- 注)・アプリケーションソフトによっては、「ドット(dot)」を「ピクセル(pixels)」と呼ぶことがあります。また、画素密度を「解像度」又は「dpi」と呼ぶことがあります。
- ・パソコン出願ソフト3では、イメージの解像度(dpi情報)は無視され、ドット数からイメージの大きさを判断します。スキャナーソフトによっては、縦横それぞれの解像度(dpi情報)を設定するものがあります。その場合は、縦横同じ値を設定してください。

Q5 . 立体商標として商標登録受けるべく商標登録出願をしましたが、【立体商標】の欄の記載をしなかった場合は、どうなりますか？

A : 願書に【立体商標】欄の記載がない以上、原則として、平面商標として扱われます。ただし、商標登録を受けようとする商標が立体商標である旨を記述した商標の説明書が願書に添付され(出願と同時に提出されたものに限る。)、かつ、商標登録を受けようとする商標も立体商標の構成及び態様を特定しようと認められる場合に限り、【立体商標】の欄を追加する補正ができます。

Q6 . オンライン出願の際、立体商標の複数図を入力するのに15センチ平方を越えるものを入力するときは、どのようにしたらよいですか？

A : 複数図からなる立体商標をイメージ入力する場合は、1図単位にイメージ入力してください。15センチ平方に収まらない場合は、15センチ平方に収まるよう縮小(縮小率は各図同一)してイメージ入力してください。

Q7 . 【パリ条約による優先権等の主張】の欄の【国名】欄に、「共同体商標意匠庁」と入力したところエラーになりました。どう入力すればよいですか。特許庁からの資料には「域内市場における調和のための官庁(商標及び意匠)」という表示がありますが、これで入力すればよいのですか？

A : ご指摘のとおりです。
パソコン電子出願の運用サーバ(パソコン出願3、手続書類の作成について、2.国名一覧)に掲載されている以外の名称を入力した場合は、エラーとなります。

Q8 . オンライン出願の際、代理人が複数いる場合は【代理人】の欄を繰り返し設けてよいのか。あるいは、2人目以降を【選任した代理人】とした方がよいのか教えてください。

A : オンライン手続を実行する代理人を【代理人】の欄に記録し、それ以外の代理人を【選任した代理人】の欄に記録する方法をお奨めします。

【代理人】の欄を繰り返し設けて代理人全員を記録する場合は、オンライン手続を実行する代理人以外の代理人の「本件手続を行ったことに相違ない」旨をオンライン手続を行った日から3日以内に手続補足書により申し出なければならず、二重手続となります。

Q 9 . 包括委任状を援用したいのですが、まだ包括委任状番号の通知がありません。どのように記載すればよいのですか？

A : 次のように【提出物件の目録】の欄を設けて記載してください。

【提出物件の目録】			
【物件名】	委任状	1	
【援用の表示】	平成	年	月 日提出の包括委任状

Q 10 . オンライン出願で委任状を提出したいのですが、願書の【提出物件の目録】の欄は、どのように作成したらよいですか。

A : 委任状（原本）はオンラインでは送信できないので【提出物件の目録】の欄は設けないでください。【提出物件の目録】の欄はオンラインで送信できる物があるときに記録します。委任状はオンラインで出願した日から3日以内に手続補足書に添付して提出することになります。なお、通常出願においては委任状の提出は特に求めていません。

Q 11 . オンライン出願で、指定商品（指定役務）の説明書をイメージで取り込もうとして、次のように【提出物件の目録】の欄を作成したのですが、エラーとなってしまいます。なぜですか。

【提出物件の目録】			
【物件名】	指定商品（指定役務）の説明書	1	
【添付物件】			
【物件名】	指定商品（指定役務）の説明書	1	
【内容】	イメージデータ 又はコードデータ		

A : 【添付物件】の次の【物件名】に通数「1」を入力したためエラーとなっています。【提出物件の目録】の欄は次のように記録してください。

【提出物件の目録】			
【物件名】	指定商品（指定役務）の説明書	1	
【添付物件】	(物件名)	(通数)	
【物件名】	指定商品（指定役務）の説明書	—	
【内容】	(物件名)		
イメージデータ 又はコードデータ			

(注1) 「物件名」と「通数」の間には1以上のスペース()を入力してください。

(注2) 添付物件の物件名の横には「通数」は入力しないでください。

【提出物件の目録】の次の【物件名】は「物件+通数」の構成となっています。「指定商品（指定役務）の説明書 1」とは「指定商品（指定役務）の説明書」という「物件」が「1通」という意味です。

一方、【添付物件】の次の【物件名】に記録する物件は、【提出物件の目録】の次の【物件名】に記録した物件と同一でなければなりません。

エラーとなったのは、【添付物件】の次の【物件名】に記録した物件中に「通数」を含めたことにより、「物件」が「指定商品（指定役務）の説明書 指定商品（指定役務）の説明書 1」となったためです。

Q 1 2 . 指定商品（指定役務）の説明書、カタログ及び商標法第 5 条第 4 項ただし書説明書をオンライン出願と同時に送る場合、【提出物件の目録】の欄はどのように作成すればよいですか。

A : 次のように【物件名】の欄を繰り返し設けてください。

【提出物件の目録】	
【物件名】	指定商品（指定役務）の説明書 1
【物件名】	カタログ 1
【物件名】	商標法第 5 条第 4 項ただし書説明書 1
【添付物件】	
【物件名】	指定商品（指定役務）説明書
【内容】	イメージデータ 又はコードデータ
【物件名】	カタログ
【内容】	イメージデータ
【物件名】	商標法第 5 条第 4 項ただし書説明書
【内容】	イメージデータ

なお、上記の例でカタログの量が膨大でイメージ処理が大変な場合には、出願と同時に「物件提出書」により提出してください。この場合、【提出物件の目録】の欄の上に【その他】の欄を設けて、「物件提出書によりカタログを提出します。」のように記録し、【提出物件の目録】の欄のカタログに関する記録は削除してください。

Q 1 3 . 出願と同時に包括委任状番号を記載したいのですが、どこに記載するのですか。

A : 次のように【提出物件の目録】の欄を設けて記載してください。

【提出物件の目録】
【包括委任状番号】

Q 1 4 . 同時に複数の出願をする際の「願書記号」は、従来と同様ですか。

A . 従来とは違いますので注意を要します。

従来は、願書記号は「商標登録願（ 1 ）」「商標登録願（ 2 ）」のように書類名の次に記載していましたが、現行においては、願書記号に代えて整理番号を記載することとしています（記載は任意です）。【書類名】の欄の次に【整理番号】の欄を設けて、ここにローマ字（大文字に限る）、アラビア数字若しくは負記号（ - ）、又はそれらの組み合わせで 1 0 文字以内で記載します。

この整理番号は、同時に複数の出願をする場合に限りません。出願番号の通知を受けてない場合で当該出願に係る手続をするとき、願書に記載した整理番号を【事件の表示】の欄に記載することにより、当該出願を特定することができます。

Q 1 5 . 書面出願の場合でも、商標登録を受けようとする商標の副本添付は不要ですか。

A : 商標登録を受けようとする商標の副本は不要です。

Q 1 6 . 書面による出願ですが、商標登録を受けようとする商標は写真によるものでもよいですか。

A : 商標登録を受けようとする商標で写真が認められるのは、立体商標の場合のみです。

Q 1 7 . 商標権存続期間更新登録申請書に【選任した代理人】の欄を設けようとしても、送信エラーとなるがなぜですか。

A : 商標権存続期間更新登録申請書には【選任した代理人】の欄は設定できません。【選任した代理人】の欄を設けることができるのは、代理人変更届、代理人選任届を除けば、願書及び書換登録申請書（防護の書換を含みます。）に限定されます。

商標権存続期間更新登録申請において、代理人が2人以上あるときは、【代理人】の欄を繰り返し設けてください。この場合、オンライン手続を実行した代理人以外の代理人は、「オンライン手続を行った旨の申出」を「商標権存続期間更新登録申請書（補充）または手続補足書」により行わなければなりません。（詳しくは本ガイドライン「5 . 商標権存続期間更新登録申請」を参照してください。）

1 0 . 2 手続の補足関連

Q 1 . オンライン出願時に優先権証明書も提出したいのですが、手続補足書で提出できますか。

A : 優先権証明書は、手続補足書では提出できません。「優先権証明書提出書」により提出してください。

なお、手続補足書で提出することができる物件は、商標に関しては次のとおりです。

- a . 団体商標登録出願の際の商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面
- b . 代理権を証明する書面
- c . 商標登録出願により生じた権利の承継を証明する書面
- d . 第三者の許可、認可、同意又は承認を証明する書面
- e . 代表者であることを証明する書面
- f . 持分の定めがあること、又は不分割等の契約があることを証明する書面
- g . 意見書に添付して提出すべき証拠物件
- h . 指定商品の書換に関する使用権者等の承諾を証明する書面
- i . 現金納付に係る「納付済証（特許庁提出用）」
- j . 国と国以外の者との共有に係る出願の場合であって、持分の定めがあるときの当該持分の定めを証明する書面
- k . 地域団体商標登録出願の際の「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」及び「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」

Q 2 .オンライン手続をしてから 3 日以内に手続の補足をしなかった場合は、どのようにしたらよいのですか。

A : 手続補正書により行ってください。

Q 3 .代理人の意思確認の手続補足書をオンラインで送信しようとして【補足をする者】の欄に、【弁理士】の欄を入れたらエラーとなりました。

A : 手続補足書の様式は、特例法施行規則様式第 3 2 に規定されていますが、補足をする者が弁理士（又は弁護士）のとき、【補足をする者】の欄に【弁理士】（又は【弁護士】）の欄を設けるような規定はありません。システム上も【弁理士】（又は【弁護士】）の欄は設定不可項目となっているので、入力するとエラーとなります。

1 0 . 3 中間書類関連

Q 1 .出願時に委任状は提出しなかったのですが、その後に委任状を提出する場合、どのようにすればよいですか。

A : 代理権変更届により提出してください。

オンラインで代理権変更届を提出するときは、次のように【届出の内容】の欄に「手続補足書に添付の委任状のとおり届出します。」のように記録し、オンラインで手続した日から 3 日以内に手続補足書に委任状を添付して提出してください。

【書類名】	代理権変更届
【提出日】	
【あて先】	
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【届出の内容】	手続補足書に添付の委任状のとおり届出します
【代理権を変更した代理人】	
【識別番号】	
【弁理士】	
【氏名又は名称】。	
【代理人】	
【識別番号】	
【氏名又は名称】	

書面手続により代理権変更届を提出するときは、上記様式の【届出の内容】の欄には「添付の委任状のとおり届出します。」のように記載してください。

Q 2 . 商標法第 9 条の規定による出願時の特例の適用を受けようとする場合の、証明書の提出はどのようにすればよいのですか。

A : 「出願時の特例証明書提出書」に添付して提出してください。書式については、本ガイドライン「1 . 4 出願時の特例（商標法第 9 条第 1 項）適用の出願」を参照してください。

Q 3 . パリ優先権証明書提出書に不備があり手続補正指令書が送られてきました。オンラインで手続補正書を提出しようとしたところエラーとなり送信できません。何故ですか。

A : 手続補正書をオンラインで提出できるのは、オンラインで提出できる書類を補正する場合に限定されます（特例法施行令第 1 条第 4 1 号（特定手続の補正））。本件手続補正書は、オンラインでは提出できないパリ優先権証明書を補正しようとしているので、【補正対象書類名】の欄がエラーとなり、オンラインでは提出できません。

1 0 . 4 手数料関連

Q 1 . 電子化手数料とは何ですか。 また、なぜ手数料を徴収するのですか。

A : 当庁では、出願の電子処理を行うことで事務処理の効率化及び情報処理の迅速化を図っているところですが、平成 1 2 年 1 月から、特許・実用新案の電子出願受付に加えて、意匠・商標・P C T 国際出願（国内段階）・審判（拒絶査定・補正却下不服審判）についてもオンライン手続を開始しました。

すでに、平成 2 年 1 2 月にオンライン出願の受付が開始された特許・実用新案において、その手続が書面により行われた場合は、当該書面に記載された事項を電子データに変換する電子化手数料を徴収しております。

今回、新たに加わった意匠・商標・P C T 国際出願・審判手続においても、手続が書面により行われた場合は、その電子化のために要する手数料は出願人（申請人）の負担となります。

これは、原則オンライン手続が可能な手続（特定手続）が書面により行われた場合には、オンライン手続を行う者との負担の公平性の観点から、書面を電子化する費用を負担していただくこととしたものです。

書面の電子化は、特許庁長官が指定する情報処理機関「財団法人工業所有権電子情報化センター」において行われます。電子化手数料の納付は、当センターから送付される納付書（「払込通知書」）により行っていただくこととなります。

なお、法令上の根拠は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）第 4 0 条第 1 項第 1 号に基づき、特許法等関係手数料令第 5 条に規定されています。

Q 2 . 電子化手数料を支払わなかった場合は、どうなるのですか。

A : 特許庁長官名による手続補正指令の対象となります。

この手続補正指令に対し手数料を支払わない場合は、手続補正指令の対象となった書類は却下処分となります。

手続補正指令に対し電子化手数料を納付するときは、「財団法人工業所有権電子情報化センター」から手続補正指令後まもなく送付される納付書（「払込通知書」）により行っていただくこととなります。

Q 3 . 電子化手数料を徴収する具体的な手続（書面）は何ですか。

A： 商標においては以下の書類が対象となります。（ここでは審判手続に関する書類は除きます。）

- a . 商標登録願
- b . 団体商標登録願
- c . 地域団体商標登録願
- d . 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願
- e . 防護標章登録願
- f . 防護標章に基づく権利存続期間更新登録願
- g . 書換登録申請書
- h . 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書
- i . 出願取下書
- j . 出願放棄書
- k . 出願人名義変更届
- l . 意見書
- m . 期間延長請求書
- n . 商標権存続期間更新登録申請書
- o . 手続補足書（一の特定手続を行う者が二人以上あるとき、入力を行う者以外の者が電子情報処理組織（オンライン手続用パソコン）を使用して特定手続を行った旨の申出に限ります。）
- p . 包括委任状援用制限届
- q . 代理人選任届等の代理人に関する届出書
- r . 手続補正書（代理権を証明する書面その他の物件の提出のみをその内容とする手続補正書、及び手数料の補正（納付）のみの手続補正書は除きます。）

なお、以下は電子化手数料徴収の対象とはならない書類の代表例です。

- ・登録料納付書
- ・上申書
- ・弁明書
- ・早期審査に関する事情説明書

Q 4 . 多件1通手続の場合、電子化手数料はどのように徴収されるのですか。

A： 電子化手数料は、「1件につき1200円に書面1枚につき700円を加えた額（2件以上を一の書面とする場合にあっては、1件ごとに一の書面とする場合の額の合計額）」と特許法等関係手数料令第5条第1項第1号に規定されており、多件1通手続の場合は1件1通手続に要する電子化手数料の合計額ということになります。

これは、1件1通手続で行う者と多件1通手続で行う者との不公平を起ささないようにしたこと、及び多件1通手続であっても処分は1件ごとに行うこととなるので1件ごとに電子化する必要があるためです。

Q 5 . 現金納付の「納付済証（特許庁提出用）」の提出方法を教えてください。

A： 現金納付に係る手続をオンラインにより行った場合は、当該手続をした日から3日以内に、「納付済証（特許庁提出用）」を別用紙（A4版）にはり付け、手続補足書に添付して提出してください（本ガイドライン「6.手続の補足」参照）。

現金納付に係る手続を書面により行った場合は、当該書面に【提出物件の目録】の欄を設け、「【物件名】納付済証（特許庁提出用） 1」と記載し、「納付済証（特許庁提出用）」は別用紙（A4版）にはり付け、当該書面に添付して提出してください。

なお、オンライン手続をした日から3日以内に提出しなかったとき若しくは不足又は未納の手数料を納付するときは、手続補正書に添付して提出することになります（本ガイドライン「8.3【手数料補正】の作成方法参照」）。

Q 6 .現金納付を利用して2件出願する場合、2件分の出願手数料を1納付書で納付することはできますか。

A : 原則として、現金納付は1手続について1納付書で納付しなければなりません(工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第5条第3項)。したがって、1出願ごとに1納付書で納付し、「納付済証(特許庁提出用)」はそれぞれ作成した手続補足書に添付して提出しなければなりません。

なお、出願人名義変更届等多件一通手続が可能な手続に係る手数料を現金納付を利用し納付するときは、当該手数料は1納付書により納付しなければなりません(同条同項ただし書)。

Q 7 . 願書の【選任した代理人】の欄に記録した者の予納台帳番号を利用することは可能ですか。

A : 【選任した代理人】の欄に記録した代理人の予納台帳番号は利用することはできません。

【選任した代理人】の欄に記録した代理人は、オンラインで出願したこと及び予納台帳からの手数料納付の申出をしたことの意味確認(暗証番号の入力)がなされていないため、当該代理人の予納台帳からの手数料の引落としはできません。「選任した代理人」の予納台帳を利用したい場合は、その者を【代理人】の欄に記録し、その者がオンライン手続を実行しなければなりません。

なお、代理人として出願を行う場合で、オンライン出願を実行した代理人以外の代理人の予納台帳番号を使用することは可能ですが、手続補足書によりその者のオンライン出願を行った旨の申出があった時点で、その者の予納台帳から手数料を引き落とすこととなります。

Q 8 . 書面出願でも予納制度を利用できますか。

A : 書面出願でも予納制度は利用できます。

Q 9 . 電子現金納付制度とは何ですか。また、対象となる手続を教えてください。

A : 平成17年10月からは、インターネットバンキング等を利用して手数料納付を行う電子現金納付が可能になりました。電子現金納付は政府が推進する電子決済を実現するための納付方法であり、インターネット出願ソフトを介して納付番号取得から手数料納付までの一連の手続が可能となります。

(1) 納付手続

電子現金納付を利用したい者は、日本銀行がマルチペイメントネットワークシステムを利用した歳入金等の取り扱いについて同意している金融機関(銀行等)と契約(口座開設等)を結ぶ必要があります。

電子現金納付の希望者は、インターネット出願ソフトから必要事項(納付者カナ氏名、納付専用パスワード)を登録します。

電子現金納付の希望者は、特許庁のシステムを経由して(インターネット出願ソフト等)、「納付番号」を取得します。なお、納付番号は一申請手続に一つとなります。

納付番号取得後その納付番号により契約金融機関に納付金額を支払うこととなります。

なお、特許庁のインターネット出願システムからインターネットバンキングにリンクしているので、納付番号取得から納付金額支払い処理まですることができます。

(2) 出願書類等の申請手続

料金の必要な手続の場合、それぞれの申請書に「【納付番号】」の欄を設け、納付番号を記載して行います。

(3) 手数料等の返還の手続

日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合の、納付した手数料等の返還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求すること

ができません。

(4) 電子現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能です。

< 電子現金納付制度を利用することができない手続 >

(1) 弁理士試験受験手数料

(2) 特定の手続のうち磁気ディスクへの記録を求めなければならない手続に係る電子化手数料

(3) 商標権の移転登録等の際に必要な登録免許税

10.5 地域団体商標登録出願関連

Q1. 地域団体商標制度とは。

A: 地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度です。

Q2. 「地域の名称」や「商品（役務）の慣用名称」にはどのようなものが含まれますか。

A: 「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりではなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれます。

「商品（役務）の慣用名称」には、例えば、以下のものが含まれます。

商品「織物」、「和服（長着）」、「帯」について、『織』『紬』の名称

商品「茶碗」、「湯飲み」について『焼』の名称

商品「豚肉」について『豚』の名称

役務「入浴施設の提供」、「宿泊施設の提供」について『温泉』の名称

Q3. 「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、どのような書面を提出すればいいのですか。

A: 「登記事項証明書」及び正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しです。なお、願書に【法人の法的性質】の欄を設けて、設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することにより「設立根拠法の写し」の提出に代えることができます。

Q4. 「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」はどのような書類を提出すればいいのですか。

A: 地域の名称が商品の産地である場合を例にとると、出願人又はその構成員が商標中の地域名に表された地域において商品を生産・加工等をしていること、及び出願に係る商標をその商品について使用していることが把握できるものを提出することが必要です。例えば、新聞、雑誌、書籍等の記事、公的機関等の証明書、パンフレット、カタログ、組合員名簿、内部規則等です。

Q 5 . 「商標法第 7 条の 2 第 1 項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」はどのような書類を提出すればいいのですか。

A : 商標が需要者の間に広く認識されていること（周知性）の判断は、使用開始時期、使用期間、使用地域、生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模、広告宣伝の方法、回数及び内容、一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数、内容等の事実を総合勘案して行います。

また、その事実を証明する証拠としては、例えば、仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿、広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）、一般紙、業界紙、雑誌等の記事等です。

Q 6 . 地域の名称と商品（役務）の名称等の組合せ以外の商標については、地域ブランドとして登録できないのでしょうか。

A : 一般に使用されている地域ブランドには、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標や、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標があります。今回の商標法の改正により、地域の名称及び商品又は役務の名称等のみからなる商標については、一定の要件を満たせば地域団体商標として登録を受けることができるようになります。他方、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標については、他の登録要件を満たすことにより従来どおり通常の商標として登録を受けることができます。

Q 7 . 同一の商標を使用して周知性を獲得している団体が複数ある場合は、どの団体に登録されるのか。

A : 複数の団体がそれぞれ周知性を獲得している場合は、このうちのひとつの団体が出願しても、登録を受けることはできません。ただし、それらの団体が共同で出願した場合には、この限りではありません。

1 0 . 6 **その他**

Q 1 . インターネットで出願をしたいのですが。

A : 平成 1 7 年 1 0 月 3 日より従来のオンライン出願（ I S D N 出願）に加えてインターネットを利用して出願手続きができるようになりました。

1 . 事前準備

- ・インターネットを利用して手続きを行う者はあらかじめ電子認証局から電子証明（有料）を取得しておく必要があります。
- ・インターネットを利用して手続きを行う者は特許庁の専用ホームページからインターネット出願ソフトのダウンロードをする必要があります。詳細は特許庁ホームページのパソコン電子出願を参照してください。

なお、従来のオンライン出願で必要な電子情報処理組織使用届（及び電子情報処理組織使用変更届）については提出する必要がなくなりました。

2 . インターネット出願ソフトを使用してできる手続

- ・電子証明書等の届出
- ・予納届（電子証明書の届出と同時にする場合に限る）
- ・氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出
- ・オンラインシステムを使用して行うことができる手続（商標異議申立、無効・取消等の当事者系審判手続書類を除く）と同じ

Q 2 . オンライン設備（パソコン）を有しない者は、オンライン出願ができないのですか。

A : 各都道府県にある社団法人発明協会支部に無料で利用できるオンライン手続用の共同利用パソコンが設置されています。この共同利用パソコンによりオンライン出願ができます。

なお、利用するにあたっては「電子情報処理組織使用届」の提出等の事前手続が必要です。詳細については社団法人発明協会各支部までお問い合わせください。また、社団法人発明協会各支部には出願に関する相談を受付ける「出願アドバイザー」がおりますのでご相談ください。（社団法人発明協会の各支部の所在地、電話番号については、本ガイドライン「11. 商標に関する問い合わせ先一覧」を参照してください）

Q 3 . 受領書、発送番号について教えてください。

A : 受領書とは、当庁が受領した書面を特定し申請人にその旨を通知する書面で、識別番号、氏名（名称）、提出日、書類名、整理番号、受付番号、事件の表示等が記載されています。願書については、出願番号通知も兼ねています。なお、この受領書は、申請人の要求によりオンラインで受領することができます。

発送番号とは、手続補正指令書、拒絶理由通知書等の当庁からの発送書類に付けられた番号で、発送書類に対し手続があったときに、どの発送書類に係る手続かを機械的に特定するためのキーとなる番号です。発送書類に対して手続補正書、意見書等を提出するときは、この発送番号を記載してください。

Q 4 . 同一事件に対して拒絶理由通知書を2通受け取りましたが、意見書（又は補正書）はそれぞれ作成するのか、それとも1通でよいのか教えてください。また、1通でよいとした場合、意見書（又は補正書）に記載することとなっている発送番号は、拒絶理由通書に記載されたそれぞれの発送番号を記載するのですか。

A : 同一事件に対して拒絶理由通知書が2以上あった場合、意見書（又は補正書）はまとめて1通で作成できます。もちろん拒絶理由通知書ごとに作成することもできます。どちらの場合も実体審査に影響を及ぼすものではありません。

発送番号については、意見書（又は補正書）には1つしか記載できませんので、1通で作成する場合は、それぞれの拒絶理由通知書に記載されている発送番号のうちのいずれか1つを記載してください。

Q 5 . 旧願（H11.12.31までの出願）を原出願とする分割出願は、平成12年1月以降にオンライン出願が可能ですか。

A : 平成12年1月以降にする出願（分割・変更・補正却下後の新出願を含む）は、オンラインによる出願が可能です。

Q 6 . 旧願分（H11.12.31までの出願）に係る手続は、オンライン手続が可能ですか。

A : オンラインによる手続はできません。旧願分については、送信不可となっております。平成12年1月以降にする出願（出願日がH11.12.31以前に遡及するものを含む）及びその出願に係る中間手続が、オンライン出願の対象となります。

なお、平成12年1月以降にする審判請求（拒絶査定不服審判・補正却下の不服審判）に係る手続については、平成11年12月31日以前の出願に関するものであっても、審判番号（又

は審判請求日)と出願番号を併記することにより、オンラインによる手続が可能です。

Q7 . 平成12年1月以降の書面出願は、従来の様式と同じですか。

A : 従来の様式とは違います。書面出願であっても「墨付きかっこ」(【 】)を付した新様式となりました。具体的な様式は、商標法施行規則様式又は本ガイドラインに規定する様式に従ってください。